

● 保育を必要とする事由について（2号・3号認定）

- (1) 就労
- (2) 妊娠・出産
- (3) 保護者の疾病、障がい
- (4) 同居又は長期入院等している親族の介護・看護
（兄弟姉妹の小児慢性疾患に伴う看護など、同居又は長期入院・入所している親族の常時の介護、看護）
- (5) 災害復旧
- (6) 求職活動（起業準備を含む）
- (7) 就学（職業訓練等における職業訓練を含む）
- (8) 虐待やDVのおそれがあること。
- (9) 育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること。
- (10) その他、上記に類する状態として幌延町が認める場合

※（1）～（10）の事由の中で従事する時間により、保育の必要量を審査し、保育標準時間認定（最大11時間利用可能）・保育短時間認定（最大8時間利用可能）を決定します。

※ 証明書等の添付書類について

保育を必要とする事由（2号・3号認定）について、（1）～（9）までの事由について証明できる書類が必要となります。

- (1) 就労…雇用証明書
- (2) 妊娠・出産…母子手帳の写し
- (3)～（9）の事由について証明できるもの が必要です。

支給認定申請書兼現況届出書に添えて、平成29年2月28日までに提出してください。

ご不明な点がありましたら、お問い合わせください。

● 保育を必要とする事由ごとの有効期間について

1号認定～認定された日から当該小学校就学前の子どもが小学校就学の始期に達するまで

2号認定～

- (1) 就労・疾病・障がい・介護・災害・虐待・DVの場合は、小学校就学の始期に達するまで
- (2) 妊娠・出産の場合は、出産日から8週間を経過する日の翌日が属する月の末日か小学校就学の始期に達するまでのいずれか短い期間
- (3) 就職活動の場合は、認定された日から90日を限度として幌延町が定める期間か小学校就学の始期に達するまでのいずれか短い期間
- (4) 教育施設に在学・職業訓練の場合は、当該小学校就学前の子どもの保護者の卒業予定日又は修了予定日が属する月の末日までの期間か小学校就学の始期に達するまでのいずれか短い期間
- (5) 育児休業の場合は、認めた事情を勘案して幌延町が定める期間

3号認定～認定された日から満3歳に達する日の前日

までの期間を基準に2号認定の（2）から

（5）までの事情を考慮した期間

